

広島市告示第198号
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市青少年センターの施設及び附属設備の使用料の収納事務及び還付事務を次のとおり委託したので、告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 公益財団法人広島市文化財団
 - (2) 理事長 仁井 敏子
 - (3) 広島市中区加古町4番17号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日